

生後6か月～4歳の方に接種する 新型コロナウイルスのお知らせ

令和4年10月24日より「特定臨時接種」の位置付けで、生後6か月から4歳11か月までのお子様への新型コロナウイルス接種が始まりました。

今回のワクチン接種は**努力義務**が適用されます。



国が定めるところの「努力義務」とは予防接種法第9条が規定する「接種を受けるよう努めなければならない」ということを意味します。努力義務は「強制」とか「絶対義務」を意味しているものではありません。

接種は強制ではなく任意であり、最終的には、あくまでも、ご本人もしくは保護者が納得した上で接種をご判断いただくこととなります（厚生労働省HPより抜粋）。

生後6か月～4歳の方に接種する 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

今回のワクチン接種には接種開始時期の注意点があります。

これまでのコロナワクチンとは異なり、「**3回接種で1セット**」となります。具体的に言いますと、**1回目接種から3週間の間隔をあけて2回目の接種を、2回目の接種から8週間あけて3回目の接種**となります。

今回のワクチンは前述の通り、特例臨時接種という期間限定措置の中で行われるため、国の予算などの都合上、**令和5年3月31日までに3回の接種を終えないと公費負担(無料)となりません**。これらのことから考えると、無料でワクチンを接種し終えるには**遅くとも令和5年1月15日までに初回ワクチンを接種開始**しなければ間に合わないことになります。ワクチン接種を希望される方はお急ぎください。

